

山田町 E C サイト開設等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 新型コロナウイルス感染症対策として、E C サイトを開設又は改修等した事業者を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、山田町補助金交付規則(昭和 53 年山田町規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において「E C サイト」とは、電子商取引サービスを提供するウェブサイトであって、商品の購入から決済までの商取引を行うことができる機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第 3 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山田町内で事業を営む法人・個人
- (2) 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) この補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象期間)

第 4 補助金の対象期間は、令和 3 年 4 月 1 から同年 9 月 30 日までとする。

(補助対象経費)

第 5 補助対象の経費は、E C サイトを開設又は改修するために要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、パソコン等設備購入費、通信経費その他当該ホームページの維持管理のための費用は補助対象としない。

- (1) 新規に E C サイトを開設するための経費
- (2) すでに開設してある E C サイトを販路拡大に向けて改修するための経費
- (3) その他 E C サイトを開設するための経費で、町長が必要と認めたもの

(補助金額等)

第 6 補助金の額は第 5 に掲げる経費の自己負担額の 3 分の 2(1,000 円未満の端数切捨て)とし、50 万円を上限とする。

(提出書類)

第7 規則第4条及び規則第13条の規定による書類は、山田町ECサイト開設等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 確認書（様式第2号）

(2) ECサイト開設等に係る経費の証明書の写し（委託契約をする場合は見積書等の写し）

(3) 申請者の本人確認ができる書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（提出期限）

第8 第7に規定する書類の提出期限は町長が別に定める。

（補助金の交付決定）

第9 町長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、規則第5条の規定により交付決定を行い、山田町ECサイト開設等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更又は中止の手續）

第10 規則第6条第1項第2号及び第3号に規定する事業の内容変更又は中止、廃止をする場合には、山田町ECサイト開設等支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取り下げ）

第11 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して、14日以内とする。

（実績報告）

第12 補助事業者は、事業が完了したときは、山田町ECサイト開設等支援事業実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助額の確定）

第13 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、山田町ECサイト開設等支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14 補助金確定通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、山田町ECサイト開設等支援事業請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第15 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。